

## 建築物太陽光発電設備等総合促進事業に係る技術的検討会議 開催運営等要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築物太陽光発電設備等総合促進事業に係る技術的検討会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

### (目的)

第2条 会議は、建築物太陽光発電設備等総合促進事業を実施するため、次の各号に掲げる事項について、必要な検討を行うものとする。

- (1) 特定建築物太陽光発電設備等導入制度に関する事。
- (2) 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度に関する事。
- (3) 建築士太陽光発電設備説明制度に関する事。
- (4) その他必要な事項

### (組織)

第3条 会議は、次に掲げる組織の課長若しくはこれに相当する職にあるものをもって組織する。

- (1) 総務企画局公共施設総合調整室
- (2) 経済労働局産業政策部企画課
- (3) 経済労働局イノベーション推進部
- (4) まちづくり局総務部企画課
- (5) まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
- (6) まちづくり局指導部建築管理課
- (7) 環境局総務部企画課
- (8) 環境局脱炭素戦略推進室

### (座長)

第4条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、環境局脱炭素戦略推進室担当部長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、議事に応じ、環境局脱炭素戦略推進室担当課長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、環境局脱炭素戦略推進室において処理する。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

この要綱は、令和5年4月5日から施行する。